

令和6年第6回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年6月5日 開会

令和6年6月5日 閉会

令和6年第6回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月5日（水）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第7 議案第4号 令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第9 協議 山武市農業委員会選出役職員について

令和6年6月5日 山武市農業委員会 会長 齊藤 茂

◎開会

議長

では、これから、令和6年第6回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号13番鈴木委員及び議席番号14番藤田委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号8番増田委員及び議席番号9番川島委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
申請番号ごとに、地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。
申請番号1の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員 担当推進委員の高橋です。
申請番号1について、これは賃貸借権の設定です。賃借人は会社経営を増進する為に、また、貸出人は高齢のため耕作できないため、この話はまとまりました。
隣接の人に聞いたら、非常に喜んでおりますので、ぜひ、これをよろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。ただいまの高橋推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
2番について説明いたします。
これは所有権の移転、贈与です。譲渡人は高齢であり耕作ができないため、譲受人は農業経営を維持したいためですが、畑はきれいに耕作されており、親子間の贈与でもあり問題ないと思われま
説明は以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番小川委員に求めま
す。

小川委員 4番、小川です。
ただいま佐瀬推進委員さんの説明したとおりでございます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号2を許可することに御異議
のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。
3番について説明いたします。
所有権移転の売買です。譲渡人は高齢であり、耕作も何もできな
いということでありまして、譲受人のほうは新規就農をするという

ことで、田んぼと畑を全部買いたいということで合意したそうです。
特に何も問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めます。

高野委員

今、十川推進委員が説明したとおり、譲渡人は私のすぐ近くの家なんですけど、この人は跡取りもいるんですが、跡取りは、今、北海道のほうで定住をしていて、もうこっちには一生帰ってこないから、屋敷も要らない、全部処分してくれと言っています。

それで、なぜ、今回の申請に至ったかという、奥さんが病気で入院して、施設に入るような状態になってきちゃっているの、2人で老人ホームに入るしかないから、売買して入居費にしたいということなんです。

譲受人も80歳で高齢の方なんですけど、今現在、会社を経営しており、近くにある大きな工場の草刈りを、自分の会社で一手に引き受けていて、まだ元気は元気なんですよ。

また、譲受人は、ここ何年も譲渡人の家に来て、キウイフルーツの栽培を手伝っていました。誰も後継者がいないなら、自分がキウイフルーツ等を栽培するという譲受人の意向があり、譲渡人もそれなら全部売るということで、今回の申請となりました。

ですので、こちらとしては畑を全部使ってもらうことは草退治にもなりますので大丈夫だと思いますので、権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、御審議よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

4番について説明いたします。売買による所有権移転です。

こちらも現地を見てきましたけれども、譲渡人の御自宅だと思っておりますが、その脇に農地が一枚あります。そこに現況は、植木、それから花等を植えてありました。きれいに栽培している様子でした。

譲受人は、この近所に住宅を、中古住宅ですけれども、購入をするという、家庭菜園というか、露地野菜をつくりたいということです。作物に関しては、ナス、キュウリ、トマト等ですけれども、そのまま、現況、作付できる状況ですので、何ら問題はございませんでした。

地区としては全く問題ございません。

よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3番、雲地です。

ただいまの申請番号4については、推進委員の堀越さんのほうから説明があったとおりです。別に問題はないと思われま。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

- 川島推進委員** 地区担当推進委員、川島です。
第5号について御説明いたします。
こちらは贈与による所有権移転になります。譲渡人は遠方におり管理ができなくなったため、また、譲受人は農業規模を拡大する為、現在は親戚の方が定期的にロータリーをかけて畑自体はきれいに整地されております。
地元は何ら問題ないので、よろしく申し上げます。
- 議長** 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号10番高宮委員に求めます。
- 高宮委員** 議席番号10番、高宮です。
川島推進委員の説明のとおりでございます。
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく申し上げます。
- 議長** 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長** 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号6の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。
- 川島推進委員** こちらも贈与による所有権移転になります。
譲渡人は遠方のため耕作ができないということで、譲受人は新規就農でネギをつくるということをお話ししておりました。ちょうど自宅のすぐ隣の農地になります。
こちらも何ら問題ないと思います。
よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号 10 番、高宮です。
川島推進委員の説明のとおりでございます。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第 1 号申請番号 6 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 7 の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員 第 7 号について御説明いたします。
こちら贈与による所有権移転になります。譲渡人は遠方のため耕作できないということで、譲受人は自分の耕作地に近く規模拡大をするということですので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号 10 番、高宮です。
川島推進委員の説明のとおりでございます。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。
番号8について御説明いたします。
贈与による所有権の移転です。
譲受人と譲渡人は親族です。譲渡人が親から相続した土地を譲受人に贈与するものです。この間見てきたんですけれども、家庭菜園のようにいろいろ作物をつくってありましたので、別に問題はないと思います。
よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号11番中山委員に求めます。

中山委員 11番の中山でございます。
今の古谷推進委員が話されたとおり、家庭菜園のような形で野菜がきちっと作付されておりまして、きれいに管理されておりますので、何ら問題なかろうかと思っております。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまます。
よろしくお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号9の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。
番号9について御説明いたします。
ここもこの間見てきたんですけども、これは賃貸借権の設定ですが、見てきたところ、きれいに2枚とも耕してあって、すぐにも物がつくれるような状態ですので、別に問題はないと思います。
よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号11番中山委員に求めます。

中山委員 11番の中山でございます。
既に皆さんお気づきかと思いますが、この賃借人、これは審査番号1の方と同じ方になります。古谷推進委員のほうから話がありましたとおり、現状もきちんと管理されておりますので、問題になるようなことはなかろうかと思えます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。
よろしくお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。
議案第2号申請番号1に関して説明させていただきます。
3年ごとの更新ということです。まさに営農型太陽光発電のお手本のような感じですが、本当に素晴らしい管理等をされていて、地元としては全く問題ありません。
よろしく申し上げます。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。
ただいま山下推進委員が説明したとおりでありまして、営農型太陽光の発電施設の中で一番きれいに管理されていたかと思えます。
許可申請については、農地法第4条第6項ただし書き及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。
よろしくお願いをいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第2号の申請番号1は、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
議案第3号、申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
議案第3号、申請番号1について説明いたします。
昨日、現地を確認してまいりました。
今回の申請は賃貸借権の設定であります。譲受人は、現在、病院の前で薬局を経営しておりますが、新しく建てられる病院の開業に合わせて店舗を移したいとのことです。譲渡人は、以前から申請地を利用してくれる業者を探していたようで、今回、賃貸借ということで話がまとまったものでございます。
地元としては特に問題ないかと思われまますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を井野委員に求めます。

井野委員 1番の井野です。
昨日、現地を確認してきました。
議案第3号、申請番号1についてですが、内容は先ほど推進委員が説明したとおりであり、本件は第2種農地への店舗及び駐車場の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等においても問題ないと思われまます。
したがって、許可相当と思われまますので、よろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号2及び3は関連する案件でございます。
お諮りいたします。議案第3号、申請番号2及び3を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
議案第3号、申請番号2及び3は一括審議とします。
概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員、川津でございます。
議案第3号、申請番号2及び3について御説明いたします。
昨日、現地を確認してまいりました。
譲受人は、建設業を営んでいる法人の代表取締役を務めており、今回、会社の資材置場の資材等の仮置きスペースが不足してきたということで、隣接地を個人で取得し、会社へ貸し出したいということでした。
周辺農地への被害対策としましては、山砂、碎石等が流出しないような配置にするとともに、強風等による資材の飛散防止として養生シートなどを施すということでした。
地元といたしましては、対策が施されていれば特に問題はないか

と思われます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を井野委員に求めます。

井野委員

番号1の井野です。

昨日、現地確認してきました。

議案第3号、申請番号2及び3についてですが、内容は先ほど推進委員が説明したとおりであります。本件は、第1種農地への貸資材置場の建設であり、原則として不許可になる案件です。

しかし、事業施設の拡張で拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。

よろしく願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員、堀越です。

議案第3号、申請番号4について説明いたします。

こちらの案件も先ほどの申請番号2番、3番と譲受人が同じで、

譲受人は建設業を営んでいる法人の代表取締役を務めています。隣地の設備メンテナンスを自分の会社が定期的に行っているということで、今回、申請地を取得して駐車場及び資材置場として会社へ貸し付けたいとのことでした。

昨日、現地確認をしまいましたが、特に問題ないと思われ
ます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。
昨日、現地確認をしまいましたが、内容はただいま堀越推進委員が説明したとおりであります。
本件は、第2種農地への貸駐車場及び資材置場の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題なく、許可相当と思われま
すので、よろしくお願ひをいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ござい
ませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め
ます。
採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求め
ます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第4号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は、一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1についての報告を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 地区担当の小川です。
番号1について説明をさせていただきます。
更新です。主要作物は、水稻、露地野菜、養鶏となっております。
現在、自作の米、鶏、卵、野菜等を使った料理の農家レストランを
経営しております。一生懸命、今、頑張っております。

どうかよろしく願いいたします。

議長 番号2の報告を地区推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員 担当推進委員、堀越です。

2番について説明いたします。

こちらの方は、大規模に稲作、米の生産をしております。数年前までお父さんと一緒にやられていた様子なんですけれども、今後、息子さんが加わるということで、将来的にも期待できるといいますか、頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第5号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎協議

議長 日程第9、協議、山武市農業委員会選出役職員についてを議題といたします。

協議事項の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

本件につきましては、それぞれの審議会から会長職の推薦が求められております。

よって、山武市総合計画審議会委員及び山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議委員は、私、齊藤茂を委員として提案いたしますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

山武市総合計画審議会委員及び山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議委員は、私、齊藤茂を委員として推薦いたします。

以上で、本日予定した審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様から御意見等ありますでしょうか。

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。